

原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に申立人子（原発事故当時1歳）を連れて滞在していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料合計22万円（平成23年3月及び4月分）の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料の増額分として、乳幼児の世話を恒常的に行ってのことにより合計6万円（平成23年3月及び4月分）、原発事故当時に妊娠中であったことにより30万円（一時金）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、令和5年8月2日付の被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金16万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 繼続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続における協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

令和5年9月6日

（仲介委員 小林 哲也）

共通（自主的避難等対象区域以外）

(別紙)

申立人X様について 令和〇年(東)第〇号事件				
損害項目		期間	一部和解 金額	備考
検査費用(人)				
避難費用				
一時立入費用				
帰宅費用				
生命・身体的損害				
精神的損害	日常生活阻害慰謝料			
	増額事由	①要介護		
		②身体又は精神の障害		
		③上記①又は②者の介護		
		④乳幼児の世話		
		⑤妊娠中		
		⑥重度または中等度の持病		
		⑦上記⑥の者の介護		
		⑧家族の別離、二重生活等		
		⑨避難所の移動回数多数		
⑩その他				
過酷避難状況による精神的損害				
生活基盤喪失・変容による精神的損害				
生活基盤変容に準じる精神的損害				
健康不安に基づき精神的損害				

自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦)			
自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦以外) (第五次追補第3)	2011年4月23日 ～ 2011年12月31日	160,000円	中間指針第五次追補で示された金額（精神的損害等に対する賠償+生活費増加費用等に対する賠償）：20万円 避難等対象区域（計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く） 以下、①既払い分は控除 ①追加的費用等に対する賠償：4万円
就労不能損害			
営業損害			
検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
	一部和解合計額	160,000円	

支払額		160,000円
------------	--	----------

原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に申立人子（原発事故当時1歳）を連れて滞在していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料合計22万円（平成23年3月及び4月分）の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料の増額分として、乳幼児の世話を恒常的に行ってのことにより合計6万円（平成23年3月及び4月分）、原発事故当時に妊娠中であったことにより30万円（一時金）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下、3名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金117万円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人X1に対し、令和5年9月6日付和解契約書（一部）記載のとおり、第2項記載の和解金のうち金16万円を支払い済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものと

する。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の
写し1通を交付する。

令和6年3月19日

(仲介委員 小林 哲也)

(別紙)

申立人名	損害項目	期間	金額
X 1	日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針Ⅰ）⑧（家族の別離）による増額分）	自 平成23年3月11日 至 平成23年9月25日	21万円
	自主的避難等に係る損害	自 平成23年4月23日 至 平成23年12月31日	16万円
X 2	日常生活阻害慰謝料	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月30日	22万円
	日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針Ⅰ）④（乳幼児の世話）による増額分）	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月30日	6万円
	日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針Ⅰ）⑤（妊娠中）による増額分）	一時金	30万円
X 3	日常生活阻害慰謝料	自 平成23年3月11日 至 平成23年4月30日	22万円
合計額			117万円